

越前町工事希望型一般競争入札要綱

平成24年5月9日

告示第10号

改正 平成24年6月8日告示第13号

平成25年4月26日告示第26号

平成28年3月31日告示第23号

平成29年3月28日告示第1号

平成29年5月1日告示第17号

令和4年3月28日告示第12号

(目的)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び越前町財務規則（平成17年越前町規則第30号。以下「財務規則」という。）第102条の規定に基づき、町が行う競争入札について、工事希望型一般競争入札を施行するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において工事希望型一般競争入札とは、各種の条件を付して入札参加者を募り、入札日に参加者を審査する方法により行う入札をいう。

(対象工事)

第3条 工事希望型一般競争入札の対象は、次の各号に掲げる業種で設計金額（消費税額及び地方消費税額を含めた額）130万円以上の工事とする。ただし、緊急対応工事、関連工事、特殊工事、越前町建設工事共同企業体取扱要綱（平成17年越前町告示第102号）に係る工事、及び財務規則第118条で定める随意契約に係る工事は除くものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事（設備・給配水）

- (5) 水道施設工事
- (6) 舗装工事
- (7) 鋼構造物工事
- (8) 造園工事
- (9) とび・土工・コンクリート工事
- (10) 法面処理工事
- (11) 解体工事

(発注基準)

第4条 発注基準は、工事希望型一般競争入札に係る等級別発注基準表(別表)に基づき、業種及び等級別等により定めるものとする。ただし、該当業種の等級の業者が僅少な場合は、指名委員会の議を経て上位等級又は下位等級の業者を含めることができるものとする。

(公告)

第5条 財務規則第101条に基づき、越前町掲示板への掲示及びホームページへの掲載の方法により公告する。なお、入札公告の書式は、別記様式による。ただし、電子入札システムを用いて行う入札の場合は、入札情報サービスシステムにより公告する。

2 公告は、毎週月曜日に実施する。なお、公告日が越前町の休日を定める条例(平成17年越前町条例第3号)に規定された休日に該当するときは、その休日の翌日とする。

(入札参加条件)

第6条 入札参加の条件等は、次の各号に掲げるものとする。なお、発注する工事の内容により入札参加条件を別に定める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事に建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者であること。
- (3) 越前町競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、対象工事と同業種で登録されているものであること。

(4) 越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱
(平成17年越前町訓令第27号)に基づく指名停止又は指名除外
を受けている期間中の者でないこと。

(設計図書等)

第7条 工事の設計図書等は、公告をした日から越前町役場閲覧場所
において閲覧に供するものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明は行わず、現場説明書での対応とし、設計図書等と
ともに閲覧に供するものとする。

(参加資格の確認)

第9条 入札執行前に、入札参加資格者であることを確認した上で、入
室させる。

(入札の執行)

第10条 入札は、公告ごとに執行するものとする。

2 開札をした場合においては、入札を行った者のうち、予定価格以下
の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。また、最低制
限価格が設定してある場合には、予定価格の範囲内で、最低制限価格
以上の価格の入札がないときも同様とする。

3 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせて2回
とする。

4 入札者が2者に満たない場合は、入札は行わないものとし、後日、
指名競争入札にて執行するものとする。

5 電報又は郵送による入札は認めないこととし、その旨を公告する。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加資格者が連合し、又は不穏な行動をなす等により、
入札の執行が中止となった場合、入札執行者は必要に応じその経過等
を調査し、越前町公正入札調査委員会に報告するものとする。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格以下の価格をもって入札をした者のうち、
最低価格をもって入札した者とする。なお、最低制限価格が設定して

ある場合には、予定価格以下の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって入札した者とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月8日告示第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月26日告示第26号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第23号）

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第1号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日告示第17号）

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

工事希望型一般競争入札に係る等級別発注基準表

（単位：千円）

工種 格付	土木 一式 工事 （下 水道 工事 含む）	建築 一式 工事	電気 工事	管工事		水道 施設 工事	舗装 工事	鋼構 造物 工事	造園 工事	とび・ 土工・ コン クリ ート 工事	法面 処理 工事	解体 工事
				（設 備）	（給 配水）							
A等級	10,000 以上	15,000 以上	8,000 以上	8,000 以上	8,000 以上	8,000 以上	1,300 以上	1,300 以上	1,300 以上	1,300 以上	1,300 以上	1,300 以上
B等級	5,000 以上～ 30,000 未満	10,000 以上～ 40,000 未満	25,000 未満	25,000 未満	25,000 未満	25,000 未満	1,300 以上	1,300 以上	—	—	—	—
C等級	10,000 未満	15,000 未満	8,000 未満	8,000 未満	8,000 未満	8,000 未満	—	1,300 以上	—	—	—	—
D等級	5,000 未満	10,000 未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E等級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

選考基準

1 この基準の適用を受けられる者は、越前町の格付を受けた業者のみとする。ただし、越前町の格付を受けられる業者は、「町内に主たる営業所を有する者」又は「町内に従たる営業所を有し、かつ、町発注工事で施工実績のある者」とする。

なお、土木一式工事・建築一式工事において、この基準の適用を受けられる者は、町内に主たる営業所を有する者のみとする。

2 上記基準額を標準とする。（緊急対応工事、関連工事、特殊工事等は除く。）

3 土木一式工事・舗装工事においては、別途条件を付する。

4 解体工事において、1,000万円以上の工事については、別途条件を付する。

別記様式（第5条関係）

別記様式(第5条関係)

入 札 公 告

越 監 第 号
平成 年 月 日

下記のとおり工事希望型一般競争入札を行うので公示する。

越前町長

記

- 1 件 名
- 2 場 所
- 3 予 定 工 期
- 4 設 計 価 格
- 5 執 行 方 法
- 6 入 札 日 時 ・ 場 所
- 7 設計図書等の呈示場所
- 8 最低制限価格の有無
- 9 入 札 保 証 金
- 10 契 約 保 証 金
- 11 入 札 参 加 条 件

平成 年度越前町入札参加資格者のうち次のいずれかに該当する者

登録業種	営業区分	ランク・経審	その他の条件

上記入札参加条件におけるランクは 平成 年度の格付けとする

- 12 そ の 他

電報または郵送による入札は認めないものとする。
参加業者が2者に満たない場合は、当入札は行わないものとする。
入札金額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
越前町財務規則による
工事に関する問合せ先は、〇〇〇課とする。

人と技 海土里 織りなす 快適なまち～越前E-town brandの創造～

越 前 町 監 理 課